

平成 29 年度総務建設経済常任委員会視察報告書

二宮町議会議員 二宮節子

期 日 平成 29 年 11 月 6 日（月）～11 月 7 日（火）
参 加 者 野地委員長、善波副委員長、桑原委員、二宮委員、杉崎委員
柳川委員、二見議長
視 察 地 長野県茅野市及び原村
視察目的 ① 少子高齢化による公園のあり方と公園緑地の存在効果について
調査及び研究
② 移住促進にあたり参考事例を調査及び研究

●第一日目：茅野市

平成 29 年 11 月 6 日 13 時茅野市役所到着

1. 茅野市の概要説明

八ヶ岳 白樺湖 蓼科高原 車山など観光資源を多く抱え、観光地を目玉としながら住みよい場所としてもアピールに力を入れている長野県南信地方の市。平成 29 年 9 月 30 日の人口は 55,826 人、世帯数は 22,878 世帯、一般会計予算額 228 億 4,000 万円。

2. 「公園わくわくプラン」の事前質問事項

- ① わくわくプランを策定した動機
- ② 計画を進める上での問題点や解決策
- ③ 市民の満足度と経費削減効果など

上記の説明を受けたのち、市民管理公園と都市公園（岳麓公園）を視察した。

3. 茅野市「公園わくわくプラン」事前質問への回答

① わくわくプランを策定した動機

茅野市では、1974 年に最初の都市公園を整備してから約 30 年で、少子高齢化や不景気などの社会情勢の変化により公園に対するニーズも多様化。また、時間の経過により設備の老朽化が進み、市民アンケートでも、この問題が多く指摘された。このようなことから、「今ある施設」を活かしながら公園整備に市民の意見を反映させ、市民参加の公園づくりの指針を策定。2003 年に市内全地区から区長や高齢者クラブの代表、どんぐりプラン推進といった地区の代表者をメンバーとして「茅野市公園マスタープラン策定委員会」を立ち上げ、「公園をどのように整備すべきか」ということを課題として検討を重ね、2004 年に公園わくわくプランを策定した。この時に、都市公園と地区ふれあいひろばの差別化も明確にされた。

○都市公園（市が設置・管理）

＝特色ある楽しさあふれる公園整備を目標

- ・施設整備を市民参加で計画
- ・管理体制の強化
- ・利用促進の為、公園の情報収集と発信施策の充実

○地区ふれあいひろば（地区や自治会が設置・管理）

＝地域住民ニーズを反映したオリジナルな公園が目標

- ・地区や自治会の計画書提出で市が施設整備支援
- ・管理費用の一部のみ市が助成
- ・利用促進の為、公園の情報収集と発信施策の充実

② 計画を進める上での問題点や解決策

地元住民による「〇〇公園わくわくプラン推進委員会」を組織、検討を行ったが、予算的な制約や時間的な問題等により、意見の選択に優先順位をつけることに苦勞した。

③ 市民の満足度と経費削減効果など

市民満足度調査はこれから実施予定だが、整備後に公園に赴き、利用者やプラン関係者への聞き取り調査では、概ね好意的な意見が多かった。経費削減については、新設ではなく既存の公園リニューアル対応の為、費用としては大幅な減となった。

4. 意見交換

- ・都市公園は39か所、自治会管理の公園を含めると85余の公園がある。
- ・茅野市は従来より管理者が市民と市の2種類の公園があり、市民管理の公園はシルバー人材センターに依頼することも少なく、自治会等で草刈りなどの管理をしている。
- ・住宅開発に係る公園は市に帰属し、管理は自治会等が行う。
- ・自治会等で管理している公園整備費は、上限50万円とした市の補助金制度がある。
- ・わくわくプランの中には、公園での健康づくりに関係する意見はなかった。
- ・リニューアルした公園は利用者が多くなっている。

5. 都市公園と自治会管理の公園を視察

○都市公園＝岳麓公園

公園わくわくプランで最後に整備された公園で、市民希望による桜の植樹、せせらぎも造られ、5種類の遊具やグラウンドも併設されている。

○自治会管理の公園

草刈り等きちんと手が入っており、綺麗に管理されていた。

6. 視察を終えて

茅野市の公園づくりは、子どもたちに喜んでもらうことは勿論のこと、定住促進のための魅力的な公園づくりであり、「つくっておわり」ではなく、基本計画の段階から「維持管理」についても重要視していた。

公園の維持管理に、多くの市民が関わっていることに驚きを感じ、自分たちの地区は自分たちで守ろうとする精神は、従来からの土地柄との説明があり、行政側にも市民の主体性を柔軟に取り入れる姿勢が随所に感じた。岳麓公園の植樹は、地元の若者会の声で桜にし、各公園の特徴を捉えた「中高生が紹介する茅野市の公園マップ」が作成されるなど、主役は常に市民であることに重きを置いている。

二宮町でも、公園に愛着が生まれる取り組みは今以上に必要だと思う。一部、公園愛護会等が管理している公園もあるが、多くはすべて町が管理している。今後、公園の内容により総面積を減らす方向性ととも、公園管理のあり方など地元住民の意見を反映させる場をつくり、地域住民のニーズに合わせた公園づくりに取り組めるシステムづくりが必要と感じた。

●第二日目：原村

平成 29 年 11 月 7 日 10 時原村役場到着

事前質問 移住促進に係る諸施策の状況について

長野県原村は、八ヶ岳山麓に位置し、作物の耐寒性・耐冷性に係る試験を実施する長野県農業試験場原村試験地が設置されてきた高冷地である。東京都心から中央道経由で2時間足らず、電車では2時間強という位置にありながら、八ヶ岳山麓の雄大な自然と南アルプスを眺め見る眺望の良さに恵まれており、昭和40年代には別荘地としての開発が進んだ。昭和51年から平成22年まで人口は増加、その後はほぼ横ばいというものの、近年では多くの移住者を受け入れている。

原村は、特に若者を中心として移住促進を進めており、本町と似た施策を行っているが、実際に移住者が多いという点は特筆すべきである。前日に訪問した茅野市とは同じ諏訪地域であり、原村で移住促進策について視察を行うことにした。

移住・交流推進事業

1. 移住・交流の受入実証実験（モニタリングツアー）の実施
2. 田舎暮らし案内人（ボランティア）の育成
3. 移住パンフレットの作成
4. 原村ファン倶楽部の充実
5. 空き家バンクの開設
6. 移住相談会の開催
7. 現地見学会の開催

視察を終えて

積極的に多くの**移住関連**施策を行っているが、反面、道路整備等他施策にしわよせが生じており、原村の移住促進施策については考えさせられることが多く、立地、環境が本町とは大きく異なり同施策をそのまま本町に取り入れることについては疑問を生じる点が多かった。ただし、6市町村（諏訪市、茅野市、岡谷市、下諏訪町、富士見町、原村）による諏訪圏合同移住相談会や交流推進事業連絡会など広域連携による事業の取り組みは大いに参考になった。

以上

・茅野市役所



・岳麓公園（都市公園）



・原村役場 1



・原村役場 2



平成29年度事業効果評価シート（議会用）

評価常任委員会：総務建設経済常任委員会（11/17）

事業名：公園維持管理運営経費

1 行政による中間評価に対する議会評価

		評価	判断理由・評価コメント
必要性（町が行わなければならないか）	町が行わなければならない		民間地ではない「町の公園」とする以上、町が行うべきであるが、公園によっては地域、団体等による管理も議論する必要がある。
	町が行った方がよい	○	
	委託等の必要がある		
妥当性（公費投入は妥当か）	妥当		町が管理する以上公費投入は妥当であるが、有償として必要とするか、該当する公園は改めて調査、議論を要す。
	どちらかといえば妥当	○	
	妥当でない		
有効性（成果はどうか）	十分成果が上がっている		草刈剪定作業、ベンチ修繕等、町民が気持ちよく利用できる一定の成果は認められるものの、期待に沿っているか、過剰な整備はないか、住民の期待する整備を求む。
	成果が上がっている	○	
	成果が上がっていない		
効率性（費用は適正か）	適切である		有償地、用途、遊具など費用対効果、また地域としての必要性は議論、改善の余地がある。
	改善の余地がある	○	
	効率的でない		
総合評価		B	予算進捗率79.05%(11/14時点) 事業内容詳細別紙
今後の方針と特記	地域住民アンケートと照らし合わせ、公園としての機能、必要性を整理し、廃止、用途変更、管理手法も含めて再考、地域との協議が必要。		

2. 議会評価

事業の方向性	1	拡充
	2	現状のまま継続
	③	縮小
	4	休廃止
評価理由	<p>児童遊園地、子どもの広場56か所については、地域性、必要性、費用対効果等による予算執行がなされておらず、旧態依然の維持管理手法であるのが現状。視察や近隣住民の話を聞く限り思い切った改革が必要と思われる。なお都市公園17箇所においては今後の課題とする。</p>	
付帯意見（評価理由のほかに、改善すべき事項、提案事項等がある場合に、記入する）	<p>「公園統廃合に関する基本方針」に則り、地域性、必要性及び費用対効果を公園ごとに検証し、廃止、用地売却、用途変更、遊具撤去、管理主体の変更など、将来に向けた見直しを早期に行う必要がある。「公園統廃合計画」ではその方向性をより具体的に示し、地域住民に対し丁寧かつ詳細な説明を求める。</p>	

番号	公園名	関連法令等	進捗状況
18	沖の田遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回
19	緑が丘第1遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:2回、病害虫防除2回
20	緑が丘第2遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:1回、病害虫防除2回
21	緑が丘第3遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	病害虫防除2回
22	緑が丘第4遊園地(43%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:1回
23	百合が丘1丁目東遊園地(41%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:2回
24	こばと遊園地(33%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回、病害虫防除2回
25	さくら遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	病害虫防除2回
26	中里第1遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:4回、病害虫防除2回、樹木管理
27	中里第2遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回、病害虫防除2回
28	中里北遊園地(36%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:4回
29	中里北第2遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
30	中里西第1遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:1回
31	中里西第2遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:2回
32	中里西第3遊園地(45%) 下	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:2回、病害虫防除2回
33	中里西第4遊園地(54%) 上	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:2回、病害虫防除2回
34	中里軒吉遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:2回
35	中里の丘遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:1回、ベンチ修繕
36	中里高架下子どもの広場	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:4回
37	中里明星神社子どもの広場	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
38	中里西子どもの広場	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:1回、病害虫防除2回
39	元町北遊園地(38%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
40	北新道遊園地(57%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:4回
41	八向遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回、病害虫防除2回、樹木管理
42	北新道西遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:2回
43	妙見遊園地(57%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:4回
44	勝負前遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
45	富士見が丘一丁目第2遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
46	富士見が丘一丁目第3遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回、病害虫防除2回
47	富士見が丘一丁目第4遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	病害虫防除2回
48	富士見が丘二丁目第1遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:5回
49	富士見が丘二丁目第2遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回
50	富士見が丘三丁目第1遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:6回、病害虫防除2回
51	富士見が丘三丁目第3遊園地(52%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:5回
52	富士見が丘三丁目第4遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回、病害虫防除2回
53	富士見が丘三丁目第5遊園地(28%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回
54	上町西向浜遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回
55	上町子どもの広場(18%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:2回
56	中町(守宮神)子どもの広場(44%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
57	下川窪遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:2回、病害虫防除2回
58	下浜第1子どもの広場(51%) 北	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
59	下浜第2子どもの広場(64%) 海	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
60	山西子どもの広場(14%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:1回
61	梅沢内原子どもの広場	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:2回
62	梅沢中央子どもの広場	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回
63	梅沢西子どもの広場(30%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回
64	梅沢神明下子どもの広場(27%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
65	越地第1遊園地 下	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回、病害虫防除2回
66	越地第2遊園地(36%) 上	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:1回、病害虫防除2回
67	越地子どもの広場	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
68	越地南子どもの広場(44%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回
69	茶屋遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回、ベンチ修繕、病害虫防除2回
70	茶屋子どもの広場	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地設置基準要綱	
71	釜野第1遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	ベンチ修繕
72	釜野第2遊園地(68%)(36%)	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回
73	押切遊園地	児童福祉法第40条、二宮町児童遊園地条例、二宮町児童遊園地設置基準要綱	草刈り作業:3回

平成 29 年度 基礎評価シート

		担当部課等名	都市部 都市整備課
基本構想	交通環境と防災対策の向上	重点的方針	3-2 公共施設の総合的なマネジメントとコンパクトさを活かした暮らしやすいまちづくり
分野別方針	土地利用・都市基盤	実施計画事業	公園整備・管理事業(No.43)
予算等事業名	公園等維持管理運営経費		
目的	都市公園、児童遊園地等施設の維持管理を継続的に実施し、負担軽減に向けた公園の配置の見直しを行う。また、施設を整備し利用者の安全を図り適切な公園運営を行なう。		
内容	・町内各公園維持管理		
根拠法令・条例等	都市公園法		
体制	<input type="checkbox"/> 町職員実施 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託あり <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> その他		

中間評価(10月1日現在)

1) 実施計画に示す事業内容どおりに進捗しているか	
<input checked="" type="checkbox"/> ① 計画どおりに進捗している	<input type="checkbox"/> ② 計画より遅れている <input type="checkbox"/> ③ 未実施
②、③に対する理由	

2) 現時点の状況から次年度以降の経費の削減等は検討できるか	
<input checked="" type="checkbox"/> ① 検討できる	<input type="checkbox"/> ② 削減は困難
理由	公園統廃合計画を策定中であり、その中で配置の整理や機能の集約を行い、維持管理費の軽減・圧縮を図る。

3) 今まで以上の事業の効率化は図れるか	
<input checked="" type="checkbox"/> ① 検討できる	<input type="checkbox"/> ② 効率化は困難
理由	公園や緑地などは地区で管理している箇所もあり、「公園愛護会」等ボランティア活動を積極的に導入することで効率化を図ることができる。

中間評価	A: 妥当性、有効性、効率性は良好のため、引き続き事業を推進する B: 妥当性・有効性・効率性は良いが、一部改善し推進する C: 事業全体を見直す必要がある D: 事業継続の必要性がない(休止・廃止)	B
	【説明】 安全かつ町民の憩いの場として公園施設の維持管理に努める必要があり、一部地域で実施されている「公園愛護会」等ボランティア活動を積極的に導入することで、経費削減を図る。	